

起業家候補（スタートアップイノベーター）募集

【研究開発型ベンチャー支援事業の実施に係る公募要領】

平成26年7月18日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

イノベーション推進部

起業家候補（スタートアップイノベーター）募集  
（研究開発型ベンチャー支援事業の実施に係る公募について）  
（平成26年7月18日）

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下、「NEDO」という。）は、「研究開発型ベンチャー支援事業」（研究開発型ベンチャー支援プラットフォーム）において、起業家候補による事業化可能性調査等の実施支援プログラムを開始いたします。このプログラムへの参加を希望される方は、本要領に従い御応募ください。

なお、本事業は、政府予算に基づき実施するため、予算案等の審議状況や政府方針の変更等により、公募の内容や採択後の実施計画、概算払の時期等が変更されることがあります。

## I. 件名

「研究開発型ベンチャー支援事業の実施（スタートアップイノベーター支援）」

## II. 事業概要

### 1. 事業目的

日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）では、産業の新陳代謝を促すべく『大企業や研究機関に眠る技術、アイデア、資金、人材、地域に眠る事業や資源を最大限に活用し、ベンチャーや新事業を生み出す仕組みを整備する。』とされているところ、我が国の新規産業・雇用の創出による我が国の経済活性化に向け、ビジネスリスクをとって新事業に挑戦する起業家候補に対し、ハンズオンによる経営・事業化のサポートなど支援を強化し、その起業を促進していくことが重要です。

かかる観点から、NEDOは総合的な支援体制として「研究開発型ベンチャー支援プラットフォーム」を構築することと致しました。

本事業では、研究開発型ベンチャーを立ち上げようとしている起業家候補が必要とするシード資金の供給システムの構築に寄与しつつ、研究開発型ベンチャーとしての事業活動開始・資金調達を目指す起業家の活動を支援して、将来のメガベンチャーを創出することを目的とします（既に事業活動を開始している企業及び法人または個人が業として行う出資を得ている企業は募集の対象ではございません）。

### 2. 事業内容

本事業では、具体的な技術シーズを活用した事業構想を有する起業家候補（スタートアップイノベーター。以下、「SUI」という。）をNEDOで公募します。採択されたSUIは、別途NEDOが委嘱する事業化支援人材（以下、「カタライザー」という。）がハンズオンで行う各種起業活動支援を受けて、事業化活動を実施します。具体的には、以下の通りです。

#### (1) SUIの活動内容

- ① SUIは、採択後3ヶ月以内にNEDOが別途委託する「起業家候補への事業化促進支援に係る業務」の実施法人（以下、「管理法人」という。7月下旬頃にNEDOホームページで委託先公表予定。）に契約社員として雇用され、当該法人における委託先登録研究員としてビジネスプラン作成、市場調査、試作品設計・製作など、自らの研究開発型ベンチャーの立ち上げに必要な活動（以下、「事業化可能性調査」という。）を事業カタライザー（起業・事業化に向けた活動及びビジネスプラン構築の指導を行う専門家）による指導の下で開始します。

- ② 採択時に公募条件にある 200 万円以上の「出資にかかる意向確認書」(別添 2) を NEDO が認める出資者から得られていない SUI は、条件付き採択となります。条件付き採択となった SUI は、その日から起算して 6 か月以内にインキュベーターやベンチャーキャピタル、CVC (コーポレートベンチャーキャピタル) 等 (以下、「シード資金出資者」という。) から 200 万円以上の少額出資を得る活動 (以下、「シード資金獲得活動」という。) を事業カタライザーによる指導の下で実施します。

なお、SUI はシード資金出資者から「出資にかかる意向確認書」を得られた場合、①に説明する管理法人に 3 ヶ月以内に契約社員として雇用され、事業化可能性調査を開始します。

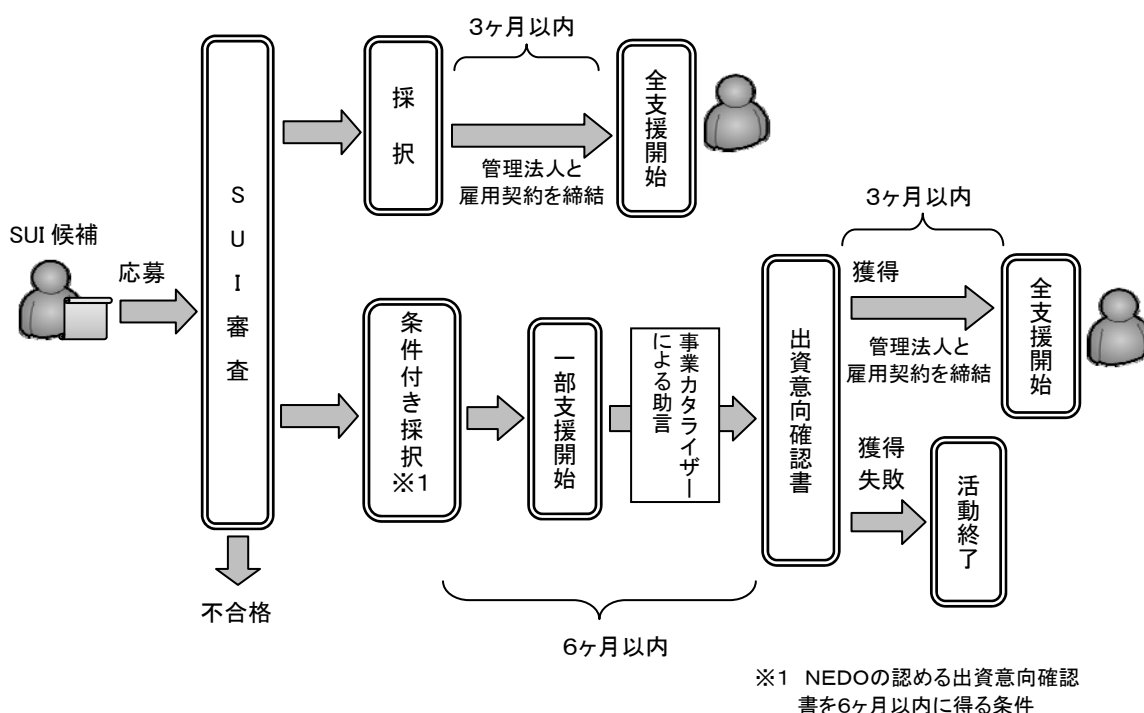
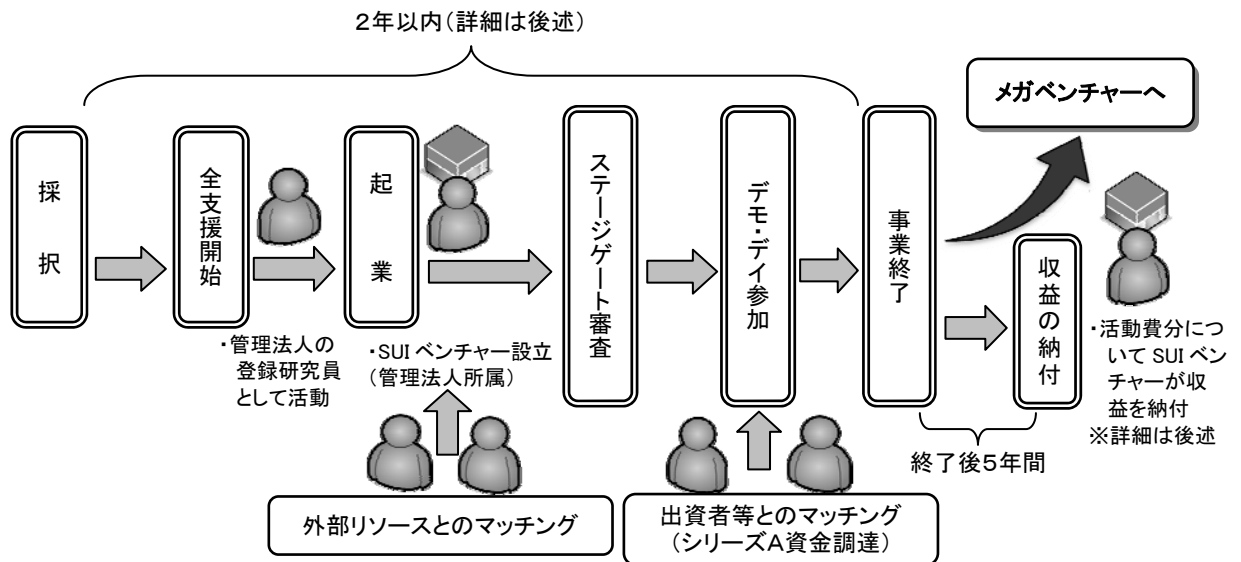


図1 シード資金獲得活動のスケジュール

- ③ SUI は、事業カタライザーによる指導の下で「事業化可能性調査」及び「シード資金獲得活動」を、採択日から起算して原則 2 年以内で<sup>※1</sup>実施します。また、SUI は「事業化可能性調査」の事業終了予定日より 3 ヶ月前までに、提案した技術シーズの事業化を行う法人 (以下、「SUI ベンチャー」という。) を設立します<sup>※2</sup>。

※1 : 活動予定期間は SUI からの提案書に基づき決定されます。(詳細は後述)

※2 : 採択日までに SUI ベンチャーを設立している場合には、新たな SUI ベンチャー設立の必要はありません。



## (2) SUIに対する支援内容

NEDO は、SUI に対し、以下①～⑥の支援を実施いたします。

- ① SUI のチーム毎に、事業化可能性調査の指導を担当する事業カタライザーを割り当てます。なお SUI は、当該事業カタライザーが必要と認めた場合には、技術カタライザー（特定技術分野の専門家）や専門カタライザー（弁護士や弁理士等）等を活用することができます（各カタライザーに対する費用は別途 NEDO が負担します）。また NEDO は、SUI が起業・事業化を実現するためのチームを構成する上で必要な外部人材とのマッチングを支援します。
- ② 川崎本部にコワーキングスペース（執務、打ち合わせスペース）を設け、利用可能とする予定です。
- ③ SUI が「事業化可能性調査」を実施する活動費として、原則 1 チーム当たり上限 1,500 万円／年が使用できます。
- ④ 「事業化可能性調査」を実施する際の SUI の労務費として、原則 1 名当たり上限 54.2 万円／月（支給 650 万円／年相当。各種税、社会保険料等込。）が支払われます。なお、チームを組む場合は、NEDO が必要と認めた場合に限り、1 チーム当たり最大 3 名分までの労務費が支払い可能です。
- ⑤ SUI が事業化を実現するために有用な、外部技術シーズとのマッチングを支援します。ただし、事業カタライザーからの助言に基づき、NEDO が必要と認めた場合に限りです。
- ⑥ 投資者及び提携先等とのマッチングを支援します。

## 3. 事業規模

1 チーム当たり原則約 3,450 万円／年以内（最長 2 年。金額は SUI が 3 名の場合を想定）

- ・年間活動費原則 1,500 万円以内
- ・SUI 労務費 650 万円／年以内×最大 3 名

※ なお、平成 26 年度予算は 5 億円以内。

## 4. 事業期間

NEDO が指定する日から起算して原則 2 年以内。

※ 上記の範囲内で、希望する事業期間を提案書に記載してください。実際の活動期間は、SUI からの提案に基づき、担当の事業カタライザー及び NEDO との協議を踏まえ、NEDO が決定し

ます。

#### 5. 事業終了後における収益の一部納付について

SUI ベンチャーは事業終了後、本事業の成果を活用した事業活動について NEDO に報告するとともに、収益が生じた場合には、別途定めるその一定割合を NEDO に納付していただきます。

なお、対象となる期間は本事業の活動が終了した日の属する事業年度の終了日（3月31日）の翌日から起算して5年間とし、納付金額の上限は、管理法人の委託費確定額のうち、当該 SUI チームの事業化可能性調査に係る活動費の総額とします。（SUI の労務費は含みません。）

### Ⅲ. 公募条件等について

#### 1. SUI の要件

SUI は、次に示す(1)～(6)に示された条件を満たす個人又は3名までのチームの起業家候補とします。

- (1) 具体的な技術シーズを活用し、それに基づく事業構想のもと、研究開発型ベンチャーを立ち上げようとしている、もしくは研究開発型ベンチャーとしての事業活動開始・資金調達を目指している者。

（注：既に事業活動を開始している企業や、法人または個人が業として行う出資を得ている企業は対象外です。）

- (2) 公募採択までに、日本国内に居住しているもしくは居住する予定である者。また、外国籍の者については、日本における滞在及び就労要件を満たしていること。
- (3) 我が国の経済活性化に寄与すると認められる応募であること。
- (4) チームで応募する場合は、当該チームを構成する者の責任及び役割の分担が明確であり、かつその存在がチームにとって不可欠であること。
- (5) NEDO による SUI としての採択決定後3か月以内に、管理法人に契約社員として雇用されることが可能であること。なお、Ⅱ-2-(1)-②の条件付き採択者にあつては、条件付き採択決定後の6か月以内に当該条件を満たし、その後3ヶ月以内に管理法人に契約社員として雇用されることが可能であること（図1参照）。

（注：現に特定の法人と雇用契約を結んでいる者は、当該法人から SUI 活動への参加の承認を得られた場合を除き、現状の雇用関係を継続したまま管理法人と雇用契約を締結することはできません。）

- (6) 以下の排除対象者のいずれにも該当しない者であること。
  - ① 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
  - ② 法人等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれから投資を受ける、又はこれと取引関係にあるなど、直接的あるいは積極的に暴力団又は暴力団員の維持、運営に協力又は関与している者。
  - ③ 法人等の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
  - ④ 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

- ⑤ 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- ⑥ その他東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている者。
- ⑦ 上述の排除対象者であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している者。

## 2. 技術シーズの範囲

次の技術の範囲であること。

- (1) 経済産業省所管の鉱工業技術（原子力に係るものを除く）であること。
- (2) 具体的な技術シーズであって、研究開発要素があることが想定されること。例えば、スマートフォンのアプリ開発のためのソフトウェアのコーディングなど、技術的要素が薄いものや、既存製品（購入品）を利用しただけのものについては対象外とします。
- (3) 競争力強化のためのイノベーションを創出するものであること。

## 3. 事業化可能性調査の対象経費

支援の対象となる費用は、当該活動に直接必要な費用のうち、市場調査、試作・開発、共同実施・再委託、その他活動を行う上で必要な経費です（本事業以外にも使用するものは対象外です）。

具体的には、委託費積算基準（[http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/h26\\_3yakkan\\_gyoumu.html](http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/h26_3yakkan_gyoumu.html)）に定める経費項目に従ってください。

なお、原則として活動予定期間が1年未満である場合上限 1,500 万円、1年以上2年以内である場合上限 3,000 万円（ただし、いずれの場合も、各会計年度における上限を 1,500 万円とする。）となります。

## 4. その他重要事項

### (1) シード資金出資者からの出資について

本事業に申請する者は、原則として応募までにシード資金出資者から 200 万円以上の「出資にかかる意向確認書」を得て提出してください。

ただし、申請時点で「出資にかかる意向確認書」を得られてない場合も本事業に応募することは可能ですが、採択された場合は、採択後6ヶ月以内に「出資にかかる意向確認書」を得ることを条件とした採択となります。

### (2) 活動資格の喪失

SUI は、本事業による活動期間中、以下に規定する状況が発生した場合、本事業の参加資格を失うものとします。

- ① 「シード資金獲得活動」の期間中に NEDO の承認するシード資金出資者から「出資にかかる意向確認書」を得られなかった場合。
- ② SUI の活動期間中に、公募条件等について全部又は一部の条件を満たさない状況となった場合。
- ③ SUI ベンチャーが、法人または個人により業として行われる出資を受け、その出資額が1億円を超えた場合。
- ④ ステージゲート審査（後述）により、これ以上の継続が適切でないと判断された場合。
- ⑤ その他、担当する事業カタライザー又は NEDO が支援継続について適切でないと判断した場合。

### (3) ステージゲート審査について

SUIは、NEDOの求めに応じ、活動継続の可否を審査する目的で、現状の活動内容についてプレゼンテーション等により報告をしていただきます。この報告に基づき、外部審査委員（事業カタライザー）及びNEDOで活動継続の可否を判断します。

### (4) 活動終了後の権利・義務の承継について

「SUIベンチャー」は、活動終了後ただちに、SUIが管理法人の契約社員として実施した「事業化可能性調査」に係る権利（知的財産権等）及び義務（活動終了後の事業経過報告等）を管理法人から承継し、事業を実施していただきます。

## IV. 応募について

### 1. 提出期限及び提出先

本公募要領に従って提案書10部（正1部、副9部）を作成し、以下の提出期限までに郵送等による送付又は持参にて御提出ください。FAX又は電子メールによる提出は受け付けません。

#### (1) 提出期限：平成26年8月18日（月）正午必着

※ 応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、機構ホームページにてお知らせいたします。

なお、メール配信サービス（<http://www.nedo.go.jp/nedomail/index.html>）に御登録頂きますと、ウェブサイトに掲載された最新の公募に関する情報を随時メールにてお知らせいたします。

ぜひ御登録頂き、御活用ください。

#### (2) 提出先：独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

イノベーション推進部 英（はなぶさ）、田中、伊吹 宛

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎セントラルタワー20階

※ 郵送等の場合は封筒に

『「スタートアップイノベーター募集」に係る提案書在中』と朱書きのこと。

※ 持参の場合はミューザ川崎16階の「総合案内」の受付の指示に従うこと。

### 2. 応募方法

#### (1) 提案書の作成に当たって

提案書は表紙、要約版、本文、SUI候補者（代表提案者及び共同提案者）の経歴書により構成されます。

- ・ 提案書のうち表紙、要約版、本文の記載様式は別添1を御参照ください。
- ・ SUI候補者の経歴書は自由様式です。ただし、最終学歴以降の経歴は記述してください。
- ・ 提案書は日本語で作成してください。
- ・ 提案書の提出部数は、10部（正1部、副9部）です。

#### (2) 提案書に添付する書類（各1部）

提案書には次の資料又はこれに準ずるものを添付してください。

- ・ シード資金出資者から出資の確約等を得られている者は、別添2の「出資にかかる意向確認書」に当該シード資金出資者からの捺印（又は署名）を得て提出してください。
- ・ シード資金出資者から出資の確約等を得られている者は、当該シード資金出資者の経験・支援実績、今後の支援方針（自由様式）及び過去3年分の財務諸表（シード資金出資者が法人

の場合に限る。)を提出してください。

- 代表提案者及び共同提案者が現在雇用関係を締結している又は経営者として参画している全ての企業・法人に関する概要資料(会社経歴書、パンフレットなど)
  - ※このうち、提案内容の事業構想を起業済みベンチャー等で実施する予定の場合は、当該企業をNEDOに『事業実施予定のSUIベンチャー』として申告し、直近の活動状況がわかる資料を提出して下さい。なお事業実施予定のSUIベンチャーは、申請時点において実質的に事業活動開始前である企業とします。
- 提案者が外国籍の場合は、その者が個別に許可された日本での在留資格について、SUIとして活動開始する日における残りの在留期間が2年以上あり、かつ国内での就労制限がないことを証明できる書類(入国管理局による在留カードの写し等)。

### (3) 提案書の受理及び提案書に不備があった場合

- 応募資格を有しない者の提案書又は不備がある提案書は受理できません。
- 提出された提案書を受理した際には提案書類受理票を提案者にお渡ししますので、あらかじめ別添3の「提案書類受理票」にお名前等御記入の上、送付(持参)してください。
- 提出された提案書等は返却しません。  
提案書に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。その場合は書類を返却します。

## 3. 秘密の保持

提案書は本事業の実施者選定のためにのみ用い、NEDOで厳重に管理します。取得した個人情報は事業の実施体制の審査に利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。御提供いただいた個人情報は、上記の目的以外で利用することはありません。(法令等により提供を求められた場合を除きます。)

## 4. 選定について

### (1) 審査の方法について

SUIの採択においては、以下に示す3段階で審査をします。

- 外部専門家等による提出書類に基づいた一次審査
- 外部専門家等によるビジネスプランプレゼンテーション審査及び個別面談による二次審査
- NEDO内の契約・助成審査委員会

契約・助成審査委員会では、二次審査までの結果を踏まえ、NEDOが定める基準等に基づき、最終的に採択者を決定します。必要に応じて資料の追加等をお願いする場合があります。

また、「出資にかかる意向確認書」に係るシード資金出資者についても、別途NEDOでその妥当性を審査し、承認します。「出資にかかる意向確認書」に係るシード資金出資者が承認を得られなかった場合、採択後6ヶ月以内に「出資にかかる意向確認書」を得ることを条件とした採択をします。この審査に当たっては、シード資金出資者の過去の支援実績等についての情報提供を求めます。

なお、採択の選定及びシード資金出資者の承認は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめ御了承ください。



## (2) 審査基準

ア. SUI の採択に際しては、次の視点から審査します。

### ① 本事業の趣旨並びに応募の要件及び技術の要件に関する審査

「Ⅱ－1. 事業目的」、「Ⅲ. 公募条件等について」に記載されている要件に適合しているかを審査します。これらに適合していないと判断された場合は、以下の評価対象とならない場合があります。

なお、既に起業済みの『SUI ベンチャー』を申告頂いた場合は、当該企業が実質的に事業活動開始前で、法人または個人が業として行う出資も得ておらず、本事業の趣旨に合致しているか確認致します。

### ② 技術評価

提案されたテーマの技術内容について、具体的な技術シーズがあり、かつ当該技術シーズが活用可能であること（応募者自らが特許若しくはノウハウを保有している、又は大学の共同研究先や協力企業等からのライセンス供与が見込まれる等）。また、技術上又は知財権上、競合等による模倣が困難又は時間を要すること。

### ③ 事業性評価

提案されたテーマの事業化について以下の項目を審査します。

項目	審査基準
① 新規市場創出効果	事業化後は、国内経済への影響が大きく、新規産業の開拓等に貢献するものであること。
② 事業化計画の信頼性	支援期間終了後概ね3年以内に事業化が達成・進展される可能性が高いことを示す具体的かつ的確な計画を提案し、予想されるリスク（市場変動、技術変革等）などへの対策が盛り込まれていること。

### ④ 人物評価

提案者である個人又はチームの構成員について、起業・事業化にかける意欲、情熱、リーダーシップ、柔軟性、論理力といった、「メガベンチャー」の創業者・経営者として十分な資質を有していること

イ. シード資金出資者の承認に関しては、次の視点から審査します。

### ① ベンチャーを立ち上げた経験又はベンチャーの支援を行った実績

### ② 研究開発事業に関する一定の知識・経験

※上記①②のどちらかを有している必要があります。

## (3) 採択者の公表及び通知について

### a. 採択結果の公表等について

採択された案件（実施者登録番号、実施者（SUI の個人名含む）、テーマ名及び概要）は NEDO のホームページ等で公開します。なお、個別の事情により、採択された SUI の個人名の公表がその時点で適切でない場合には、一時的に公表を留保し、SUI としての事業化可能性調査開始後のすみやかかつ適切な時点で公表します。不採択となった案件については、その旨を不採択となった理由とともに提案者へ通知します。

### b. 外部専門家の氏名の公表について

外部専門家の氏名は、公募期間中に評価候補者全員の所属・氏名を NEDO ウェブサイト上で公開します。（利害関係者特定のため）

### c. 採択条件について

採択に当たっては、支援期間の変更やチーム構成員の変更などの条件を付すこともあります。

#### (4) スケジュール

平成26年

- 7月18日 : 公募開始
- 7月24日 : 公募説明会（首都圏会場：ミューザ川崎）→後掲
- 7月29日～8月4日 : 公募説明会（全国各地）
- 8月5日 : 公募説明会（首都圏会場：ミューザ川崎）→後掲
- 8月18日 正午 : 公募締め切り
- 8月下旬（予定） : 一次審査結果の通知
- 8月下旬～9月上旬（予定） : SUI 候補向け研修会※
- 9月上～中旬（予定） : ビジネスプランプレゼンテーション審査（外部審査委員による）※
- 9月下旬（予定） : SUI 採択者決定

※一次審査通過者は、審査プロセスの一環として、8月下～9月中旬に予定される研修会とプレゼンテーション審査に参加頂く必要があります。詳細日程は7月下旬～8月初旬までにNEDOホームページでお知らせします。個別の日程調整はできませんのでご注意ください。

### 5. 留意事項

#### (1) チーム内 SUI の追加・交代について

個人又はチームで SUI として採択された後、活動期間中に事業カタライザーの判断に基づき NEDO が必要と認めた場合に限り、起業・事業化活動に参加するメンバーの追加・交代を許可します。この場合も、追加後のチームの SUI は最大3名までとします。

#### (2) 重複助成の排除について

同一の事業化計画（相当程度重なる場合も含む）について、採択の際、現に他の助成金等を受けている場合又は事業期間中に他の助成金等を受けることとなる場合は、本事業への申請はできません。

#### (3) 追跡調査・評価について

本事業終了後、本事業の成果についての追跡調査・評価・特許等の取得状況及び事業化状況調査に御協力いただきます。

#### (4) 「国民との科学・技術対話」への対応について

本事業に採択された提案者は、当該事業に係る活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動（以下、「国民との科学・技術対話」という）に関する直接経費の計上が可能です。本事業において「国民との科学・技術の対話」の活動を行う場合は、その活動の内容及び必要な経費を提案書に記載して提出してください。本活動に係る支出の可否の判断については、活動自体への影響等も勘案して行います。

また、本活動を行った場合は、年度末の実績報告書等に活動実績を盛り込んで報告してください。本活動は中間評価・事後評価の対象となります。

なお、本事業以外で自主的に本活動に取り組むことは妨げませんが、間接経費を活用して本活動を行った場合は実績報告書への記載等（本活動に係る事項のみで結構です）により NEDO に報告してください。

## 【参考】

平成22年6月19日総合科学技術会議

「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

<<http://www8.cao.go.jp/cstp/output/sonota.html>>

### (5) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成20年12月3日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。※1）及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」（平成16年4月1日16年度機構達第1号。NEDO策定。以下「補助金停止等機構達」という。※2）に基づき、NEDOは資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※1. 「不正使用等指針」についてはこちらを御参照ください：経済産業省ホームページ

<[http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu\\_kakushin/innovation\\_policy/kenkyu-hotline.htm](http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-hotline.htm)へリンク>

※2. 「補助金停止等機構達」についてはこちらを御覧ください：NEDOホームページ

<[http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu\\_index.html](http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html)へリンク>

- a. 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合
  - i. 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。
  - ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、NEDOとの契約締結や補助金等の交付を停止します。（補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大6年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。）
  - iii. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者（善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。）に対し、NEDOの事業への応募を制限します。（不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降1～5年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10年間の応募を制限します。）
  - iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にもi～iiiの措置を講じることがあります。
  - v. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名（研究者名）及び不正の内容等について公表します。
- b. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成20年12月3日経済産業省策定）に基づく体制整備等の実施状況報告等について  
本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が

必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、NEDO では、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

#### (6) 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成 19 年 12 月 26 日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。※3）及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」（平成 20 年 2 月 1 日 19 年度機構達第 17 号。NEDO 策定。以下「研究不正機構達」という。※4）に基づき、NEDO は資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※3. 研究不正指針についてはこちらを御参照ください： 経済産業省ホームページ

< [http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu\\_kakushin/innovation\\_policy/kenkyu-hotline.htm](http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-hotline.htm) へリンク >

※4. 研究不正機構達についてはこちらを御参照ください： NEDO ホームページ

< [http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu\\_index.html](http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html) へリンク >

- a. 本事業において不正行為があると認められた場合
  - i. 当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
  - ii. 不正行為に関与した者に対し、NEDO の事業への翌年度以降の応募を制限します。（応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降 2～10 年間）
  - iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、NEDO の事業への翌年度以降の応募を制限します。（応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降 1～3 年間）
  - iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記 iii により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
  - v. NEDO は不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。
- b. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合  
国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

#### (7) NEDO における研究不正等の告発受付窓口

NEDO における公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 検査・業務管理部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

電話番号： 044-520-5131

FAX 番号： 044-520-5133

電子メール：[helpdesk-2@ml.nedo.go.jp](mailto:helpdesk-2@ml.nedo.go.jp)

ホームページ： 研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口

<[http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu\\_index.html](http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html) へリンク>

(電話による受付時間は、平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分)

#### (8) 独立行政法人の契約に係る情報の公表

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づき、採択決定後、別添4のとおり、NEDO との関係に係る情報を NEDO のホームページで公表することがございます。御理解と御協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、案件への応募をもって同意されたものとみなさせていただきますので、御了知願います。

### V. 公募説明会について

下記のとおり説明会を開催し、当該事業及び提案公募に係る内容、契約に係る手続き、提案書類等を説明しますので、応募を予定される方は可能な限り出席してください。なお、説明会は日本語で行います。出席される場合には、会場準備の都合上、前日までにメールにて、[startup26@nedo.go.jp](mailto:startup26@nedo.go.jp) へ、所属、氏名、連絡先をご登録ください。

#### 第1回 NEDO 本部説明会

日時： 平成26年7月24日(木) 14時00分～16時00分

場所： 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 21階 会議室

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 ミューザ川崎セントラルタワー21階

#### 第2回 NEDO 本部説明会

日時： 平成26年8月5日(火) 14時00分～16時00分

場所： 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 21階 会議室

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 ミューザ川崎セントラルタワー21階

また、上記の NEDO 本部(川崎)以外での説明会(札幌、仙台、名古屋、大阪、広島、福岡など)も7/29(火)～8/4(月)を目処に予定しています。

詳しいスケジュールは後日 NEDO ホームページ上<<http://www.nedo.go.jp>>で告知します。

### 【問い合わせ先】

本公募に関するお問い合わせは、下記まで FAX 又は E-mail にてお願いします。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

イノベーション推進部 プラットフォームグループ 担当者：英（はなぶさ）、田中、伊吹  
E-mail：startup26@nedo.go.jp  
FAX：044-520-5178

**【関連資料】**

基本計画

平成26年度実施方針

提案書の様式

提案書作成上の注意、表紙、要約版、本文（別添1）

出資にかかる意向確認願（別添2）

提案書類受理票（別添3）

契約に係る情報の公表について（別添4）